

一宮市告示第 364 号

市道の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道の供用を次のように廃止する。

その関係図面は、公示の日から2週間建設部道水路管理課において一般の縦覧に供する。

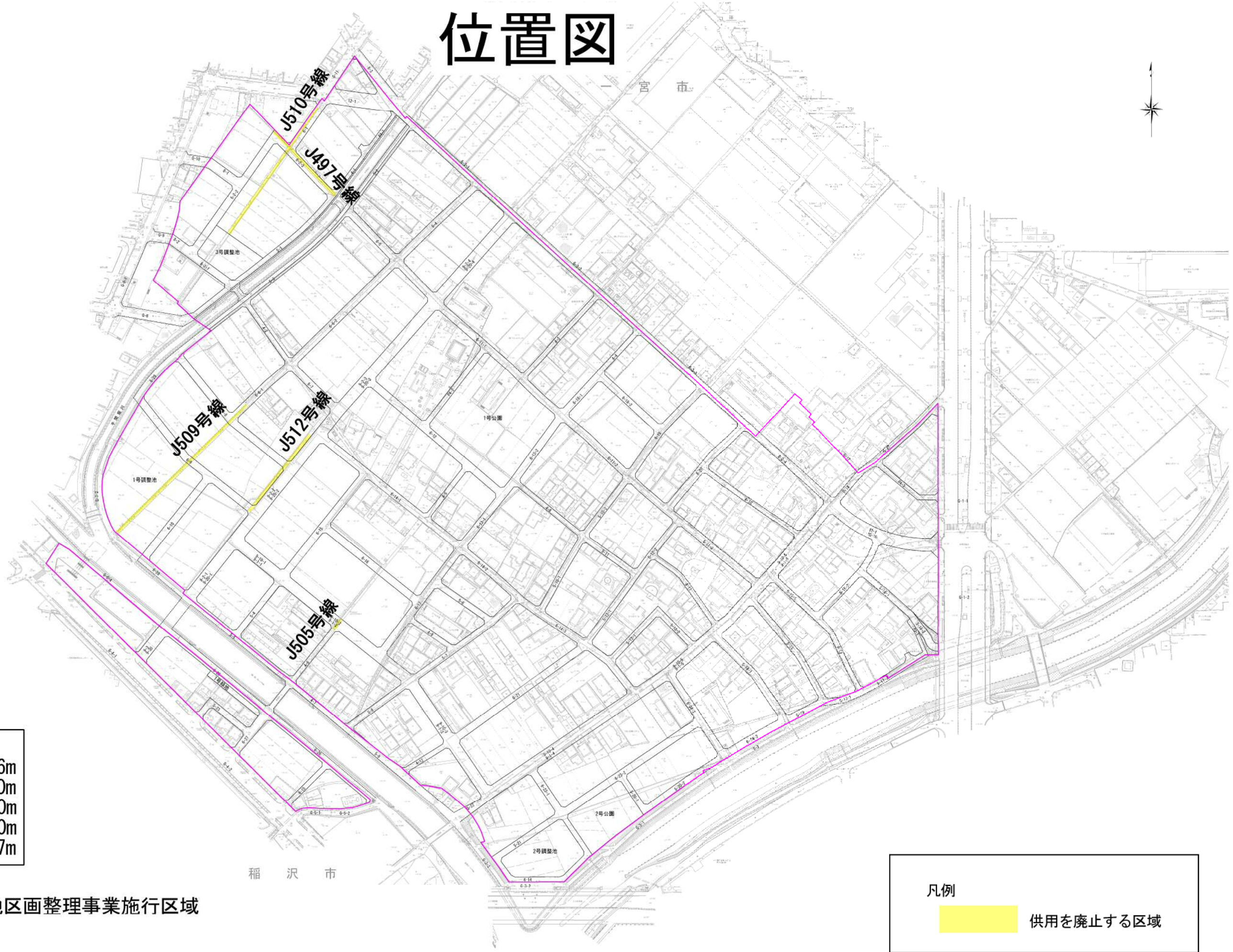
令和 8 年 7 月 31 日

一宮市長 中野 正康

供用廃止

[illegible]

位置図



供用廃止延長	
市道J497号線	72.6m
市道J505号線	10.0m
市道J509号線	146.0m
市道J510号線	128.0m
市道J512号線	82.7m

 : 一宮外崎土地区画整理事業施行区域

凡例



供用を廃止する区域